

第 1 回 臨 時 会

市 長 行 政 報 告

令 和 2 年 5 月

北 広 島 市

令和2年第1回臨時会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

1 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。新型コロナウイルス感染症については、北海道をはじめ全国に感染の拡大が進み、本市におきましても感染者が確認されております。

国では、感染者の急増を踏まえ、4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言の対象区域を全国の都道府県に拡大し、北海道は特に重点的に対策を進める必要がある特定警戒都道府県に指定されたところであります。

本市におきましては、北海道に緊急事態宣言が出されたことを受け、庁内に設置する感染症対策検討会議を感染症対策本部に移行し、北海道や千歳保健所等の関係機関と連携しながら、小中学校の臨時休業、市有施設の休館等の感染拡大の防止に向けた取組を行っているところであります。

市民の皆様には、厳しい状況が続いておりますが、不要不急の外出をできる限り控えていただくとともに、手洗いと咳エチケットを徹底し、人と人との距離を取り、集団感染の要因となる「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けていただきますようお願いいたします。

国では、感染拡大の防止や雇用の維持と継続、官民を挙げた経済対策、強靱な経済構造への転換等を柱とする緊急経済対策を閣議決定し、子育て世帯への給付金や、地域経済、住民生活への支援を目的とした交付金を創設したところであります。

本市におきましては、本年3月に実施しました市内事業者への調査では、「現在影響が出ている」又は「今後影響の可能性はある」とする回答が合わせて75%という結果となっており、外出抑制や休業要請が続く

中、個人消費や生産活動の縮小、雇用情勢の悪化など、厳しい局面にあるものと考えております。

こうした状況を踏まえ、国の交付金等を活用し、児童手当を受給する世帯への臨時特別給付金、市民一人ひとりへの特別定額給付金を支給するとともに、特に厳しい状況にある市内事業者に対しまして、中小企業者等融資制度における融資限度額の拡大、利子及び保証料の補給を行うほか、感染拡大の防止のため、店舗等の休業や営業時間の短縮等に取り組む事業者を対象に支援金の給付を実施してまいりたいと考えております。

また、特別定額給付金の支給事務を円滑に対応するため、5月1日付で組織を改編し、経済部に臨時給付を担当する参事を配置するなど、組織体制の強化を図るとともに、本臨時会において、臨時特別給付金等の必要な経費の補正予算を提案させていただいたところであります。

なお、本市におきましては、4月30日現在、11名の感染が確認され、そのうち1名の方がお亡くなりになりました。心からご冥福をお祈りいたしますとともに、感染された方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、医療従事者の皆様におかれましては、大変厳しい環境の中、感染症対応に真摯に向き合っていていただきますことに感謝申し上げます。市民の皆様におかれましても、医療従事者や感染された方へのご配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大防止にあたっては、企業や市民の皆様から、マスク・消毒液等の物品や寄附金をいただいております。

ご寄附をいただきました皆様に心から感謝を申し上げますとともに、感染拡大防止のため、活用させていただきたいと考えております。

最後になりますが、昨日4月30日、北海道と179市町村の共同宣言として3つの「ゴールデンウィーク」緊急メッセージを発出したところで

あります。

一つ目は「札幌市民の皆さんは、とにかく家にいる」、二つ目は「道民の皆さんは、札幌に行かない」、三つ目は「道内外の皆さんは、都道府県間の行き来はしない」であります。

改めまして、市民の皆様には、不要不急の外出をできる限り控えていただき、ご自身と大切な方の命を守る行動をしていただきますようお願いいたします。

以上申し上げ、行政報告といたします。